

## 富山市請負工事等条件付き一般競争入札の入札参加者の資格条件設定及び指名競争入札の指名業者選定要領

### (目的)

第1条 この要領は、富山市が発注する建設工事、建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント（以下「建設工事等」という。）の条件付き一般競争入札の入札参加者の資格条件を適切に設定し、及び指名競争入札の指名業者を公正に選定することにより、契約の適正な履行を図ることを目的とする。

### (対象とする建設工事等)

第2条 条件付き一般競争入札の対象とする建設工事等は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 建設工事

ア 金額区分（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1, 500万円以上の土木工事、2, 000万円以上の建築工事。ただし、金額区分が1, 000万円以上2, 000万円未満の建築工事であっても、地域の実情を勘案しながら、必要に応じて対象とする。

イ 金額区分が1, 000万円以上のその他の工事

(2) 建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント（以下「建設コンサルタント業務等」という。）金額区分が50万円を超える建設コンサルタント業務等を対象とすることができる。

2 指名競争入札の対象とする建設工事等は、原則として、前項各号に掲げる建設工事等以外の建設工事等とする。

### (条件付き一般競争入札の条件の設定)

第3条 入札参加資格条件の設定に当たっては、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項（令和5年富山市入札公告第6号）に定めるもの（2(1)ウを除く。）又は建設コンサルタント業務等の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項（令和5年富山市入札公告第7号）に定めるもの（2(1)ウを除く。）のほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の5の2の規定により設定する。

2 前項の規定により設定する事業所の所在地に係る条件は、主たる営業所を富山市の区域に有する事業者（以下「市内業者」という。）を育成する観点から、原則として、主たる営業所が富山市の区域内であることとする。

### (条件付き一般競争入札の入札参加者の基準)

第4条 入札参加資格条件の設定に当たっては、別表第1の入札参加者数が見込めるよう、配慮しなければならない。

### (条件付き一般競争入札の入札参加資格の基準)

第5条 建設工事の入札参加資格の等級の条件は、富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成20年富山市告示第583号。以下「選定要綱」という。）第5条第2項に規定する対象業種について、別表第2の基準により設定する。

### (指名業者の選定)

第6条 業者の選定に当たっては、令第167条の12第1項の規定により選定する。

2 市内業者育成の観点から、市内業者の選定には特に考慮する。

(指名基準)

第7条 建設工事等の発注に当たり、1件の指名選定業者数の基準は別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する指名業者の選定に際し、別表第3に掲げる事項について考慮しなければならない。

(指名競争入札の発注標準)

第8条 建設工事についての指名競争入札における建設業者の選定は、選定要綱第5条第2項に規定する対象業種については、格付された建設業者の中から別表第4により行う。

(特例)

第9条 次の各号(条件付き一般競争入札にあっては第5号を除く。)に該当する建設工事等について、特に必要と認めた場合は、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な工法又は技術を必要とするとき
- (2) 特殊な機械を購入設置するとき
- (3) 災害時における応急復旧工事
- (4) 建設工事用材料が特殊な製品であるとき
- (5) 工事場所を含む地域で発注標準による等級の業者を十分確保できないとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき

(資格審査委員会等の招集日)

第10条 富山市請負工事等入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)及び富山市請負工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の招集日は、原則として毎週月曜日とする。

(選定委員会の審議)

第11条 選定委員会において審議を行う建設工事等は、金額区分が5,000万円以上(ただし、測量、設計等にあっては2,000万円以上)とする。

2 前項に規定する金額区分未滿の指名競争入札に係る建設工事等の審議については、選定委員会の選定部会において行う。

(入札参加者の資格条件設定案等の作成)

第12条 入札参加者の資格条件設定案及び指名業者の選定案は、それぞれ契約課長が、必要の都度設計担当課の課長の意見を聴取して作成する。

(会議の運営)

第13条 契約事務担当職員は、審査に付すべき案件について、必要な資料を資格審査委員会及び選定委員会に提出する。

(共同企業体)

第14条 共同企業体の取扱いについては、別に定める。

(準用)

第15条 第1条、第6条、第7条第2項及び第9条の規定は、令第167条の2第1項各号に掲げる随意契約の場合に準用する。ただし、この場合の選定業者数の基準は別表5のとおりとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 当分の間、指名競争入札の発注標準の指名業者数の等級及び指名数については、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 原則として、別表第4指名業者数（等級毎の指名数）の欄の等級の業者を指名する。ただし、地域の実情に応じて、各等級の指名業者割合は、変更することができる。
  - (2) 原則として、別表第4指名業者数（等級毎の指名数）の欄の指名数は、次の表の指名数1を適用する。ただし、地域の実情に応じて、次の表の指名数2を適用することができる。

金額区分	指名業者数（等級毎の指名数）	
	指名数1	指名数2
1,000万円以上 2,000万円未満	9業者以上	7業者以上
500万円以上 1,000万円未満	8業者以上 (舗装は6業者以上)	6業者以上 (舗装は5業者以上)
500万円未満	6業者以上	4業者以上

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以降に入札公告及び指名通知する工事の入札から適用する。ただし、施行日前に入札公告及び指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条及び第7条関係）

金額区分	指名数
500万円未満	6業者以上
500万円以上 1,000万円未満	8業者以上
1,000万円以上 2,000万円未満	9業者以上
2,000万円以上 5,000万円未満	10業者以上
5,000万円以上	12業者以上

別表第2（第5条関係）

業種	金額区分	入札参加資格基準 (等級の条件)
土木	5,000万円以上1億5,000万円未満	A
	1,500万円以上 5,000万円未満	B
建築	7,000万円以上 2億円未満	A
	2,000万円以上 7,000万円未満	B
舗装	3,000万円以上 1億円未満	B及び市外
	1,700万円以上 3,000万円未満	B
	1,000万円以上 1,700万円未満	B及びC
電気	2,000万円以上 1億円未満	A
	1,000万円以上 2,000万円未満	B
管	2,500万円以上 1億円未満	A
	1,000万円以上 2,500万円未満	B
造園	1,500万円以上 1億円未満	A
	1,000万円以上 1,500万円未満	B

※1 建築工事の1,000万円以上2,000万円未満については、指名競争入札としているが、条件付き一般競争入札によることもできる。

※2 舗装の1,000万円以上1,700万円未満は、「90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする。

舗装の1,700万円以上1億円未満は、「この工事の施工に際して、自社名義又は長期リース(5年以上)しているアスファルトフィニッシャー(2.4から6.0mまで)、モーターグレーダー(2.8m級以上)を使用し、90日以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をアスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ及びモーターグレーダーを操作するオペレータとして配置できること。」を入札参加要件とする(車両の種類及び規格については、案件により変更できる。)

別表第3（第7条関係）

指 名 基 準 留 意 事 項	
1 手持工事等 契約件数、契 約高及び工事 等の進捗状況	手持工事等の契約件数、契約高及び工事等の進捗状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
2 不誠実な行 為の有無、そ の他信用状況	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除の排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。</p> <p>(3) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められること。</p>
3 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
4 技術者及び 保有機械器具 の状況	発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者及び機械器具が確保できると認められること。
5 地理的条件	主たる営業の本拠地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
6 労働福祉の 状況	賃金支払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。

別表第4（第8条関係）

業種	金額区分	指名業者数 (等級毎の指名数)
土木	1,000万円以上 1,500万円未満	B4以下-C5以上
	500万円以上 1,000万円未満	C8以上
	500万円未満	C6以上
建築	1,000万円以上 2,000万円未満※1	B7以上-C2以下
	500万円以上 1,000万円未満	B4以下-C4以上
	500万円未満	B3以下-C3以上
舗装	1,000万円未満	B3以下-C3以上
電気	500万円以上 1,000万円未満	B4以上-C4以下
	500万円未満	B3以下-C3以上
管	500万円以上 1,000万円未満	B4以上-C4以下
	500万円未満	B3以下-C3以上
造園	500万円以上 1,000万円未満	B4以上-C4以下
	500万円未満	B3以下-C3以上

※1 建築工事の1,000万円以上2,000万円未満については、条件付き一般競争入札によることもできる。

別表第5（第15条関係）

区分	金額区分	選定業者数
建設工事	50万円超 130万円未満	4者以上
	50万円以下	3者以上
測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント	50万円以下	3者以上

※ 特命随意契約の場合を除く。